

令和7年度 PPA 方式による公共施設への太陽光発電設備導入事業

- 公募型プロポーザル 実施要領 -

1 趣旨

本市は、地球温暖化対策地方公共団体実行計画（事務事業編）を策定し、市の事務事業によって排出される年間のエネルギー起源 CO2 排出量の削減目標を設定している。当該削減目標の達成、さらには 2050 年ゼロカーボンシティの実現に向け、市は率先して再生可能エネルギー設備の導入を進めているところである。

令和5年度には、公共施設に対して再生可能エネルギーの導入を推進するにあたって、そのポテンシャルを把握することを目的として、公共施設への再生可能エネルギー導入ポテンシャル調査を実施した。本事業は、当該調査の結果を踏まえ、1つの公共施設に対し、PPA 方式により太陽光発電設備等を導入し、平時の温室効果ガス排出量を最大限削減することを目指すとともに、災害時のレジリエンスの強化を目的とするものである。

2 事業概要

(1) 事業名

令和7年度 PPA 方式による公共施設への太陽光発電設備導入事業

(2) 対象施設

No	施設名	所在地	契約種別
1	第二中学校	吹田市岸部北 1-21-1	高圧電力 AS

※上記の施設は、地域防災計画で避難施設として位置づけられている。

(3) 事業期間

基本協定締結日から設備の撤去完了まで、又は、市が認めた場合、設備を市に無償譲渡するまでを事業期間とする。また、設備の運転期間は、運転開始日から 20 年間とする。なお、本事業を実施するにあたり、国の補助金を活用する場合、当該補助金の規定に従った導入時期及び運転開始日とすること。

(4) 担当部署

吹田市環境部環境政策室

〒564-8550 大阪府吹田市泉町 1-3-40

電話番号：06-6384-1782 FAX：06-6368-9900

メールアドレス：env-energy@city.suita.osaka.jp

3 スケジュール（予定）

項目	スケジュール
事業実施公告日	令和7年11月7日（金）
資料貸与の申込・受取期間	令和7年11月10日（月）～11月21日（金）
資料貸与の期限	令和8年1月30日（金）正午
現地見学会の申込期限	令和7年11月25日（火）
現地見学会の実施	令和7年11月28日（金） （予備日：令和7年12月1日（月））
質問受付期間	令和7年12月1日（月）～12月5日（金）
質問回答	令和7年12月12日（金）
参加申請書等の提出	令和8年1月13日（火）
参加申請書等の確認通知	令和8年1月16日（金）
企画提案書等の提出	令和8年1月16日（金）～1月30日（金）
プロポーザル選定委員会の開催 （プレゼンテーション・質疑応答）	令和8年2月16日（月）
審査結果の通知	令和8年2月20日（金）
基本協定書の締結	令和8年3月
詳細協議	令和8年3月～4月
契約書・実施協定書の締結	令和8年5月 ※国の補助金の交付決定日以降
設置工事着手	令和8年6月
設置工事完了	令和8年12月
PPA サービス開始	順次開始

※環境省「地域レジリエンス・脱炭素化を同時実現する公共施設への自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業」の例年の公募時期を踏まえ、想定したスケジュールである。

4 参加資格条件

次に掲げる条件をいずれも満たす者とする。また、契約候補者の決定までの間に条件を満たさなくなった場合は、参加資格を失う。

- （1）本市の競争入札参加有資格者名簿に登録されていること、又は、本市の競争入札参加有資格者名簿に登録されていない者は、参加申請の提出の際に、以下のアからエの書類を提出することで、同資格者名簿登載者と同等程度の資格を有するものとする。

ア 履歴（現在）事項全部証明書（写し可）

イ 印鑑証明書（写し可）

ウ 納税証明書「法人税・消費税」（写し可）

エ 財務諸表（貸借対照表、損益計算書）（写し可）※直近の1事業年度分

- (2) 単独の法人又は複数の法人によって構成された共同企業体（共同企業体を構成する法人は、単独で応募することができない。また、他の応募している共同企業体の構成員となることもできない。）であること。参加申請書等の提出期間終了後に、共同企業体の構成員の変更及び追加は、原則として認めない。
- (3) 企画提案書に基づく太陽光発電事業を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財政能力を有すること。
- (4) 過去5か年度（令和2年度から令和6年度まで）の期間におけるPPA事業の履行実績を有すること。なお、履行実績は、官公庁における実績に限らない。
- (5) 本事業を実施する体制（再委託を含む）の中に、以下の資格を有する者を含めること。
 - ア 建築士法（昭和25年法律第202号）による一級建築士
 - イ 第一種、第二種又は第三種電気主任技術者
- (6) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (7) 吹田市指名停止措置要領（平成16年4月1日制定）に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (8) 吹田市公共工事等及び売払い等の契約における暴力団排除措置要領（平成24年11月13日制定）に基づく入札参加除外の措置を受けていないこと。また、同要領の別表に掲げる措置要件にも該当しないこと。
- (9) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき更生又は再生手続開始の申立てをされている者については、更生計画又は再生計画の認可決定の確定を受けていること。
- (10) 令和7年11月28日（金）（予備日：令和7年12月1日（月））に開催を予定している現地見学会に参加する法人であること。

5 資料貸与

本プロポーザルに参加を希望する者であって、対象施設の資料データ（平面図、立面図、単線結線図、施設の電力使用量（30分デマンド値）、再生可能エネルギー導入ポテンシャル調査の結果等）の貸与を希望する者は、以下の手続きによって、資料データを格納したDVDディスク（以下「DVD」という。）の貸与を受けることができるものとする。なお、実際の施設の状況については、現地見学会・現地調査で確認すること。

(1) 貸与の申込について

貸与希望日（5（2）の受取期間内に限る。）の前日までに、電子メールにて貸与希望日を記載し、環境部環境政策室まで申込をすること。

宛先は以下のとおり。

環境部環境政策室：env-energy@city.suita.osaka.jp

電子メールの件名は「【事業者名】令和7年度 PPA 方式による公共施設への太陽光発電設

備導入事業に関する資料貸与の申込」とするとともに、5（5）のとおり、誓約書（様式第3-1号）をPDFファイルに変換した上で、添付すること。なお、資料の貸与は1事業者につき、1回限りとする。

（2）貸与資料の受取について

5（1）で申し込んだ貸与希望日の午前10時から午後5時までに、環境部環境政策室において、DVDを受け取ること。

受取期間 令和7年11月10日（月）から11月21日（金）までの平日

（3）資料の貸与期限について

資料の貸与期限 令和8年1月30日（金）正午まで

ただし、企画提案書を提出する場合に限り、「10 企画提案の審査」で実施するプレゼンテーションの当日まで貸与可とする。

（4）資料の返却について

郵送又は直接持参によりDVDを環境部環境政策室まで返却すること。ただし、持参の場合は、各日、平日の午前9時から午後5時まで（令和8年1月30日（金）は正午まで）とし、郵送の場合は、5（3）の期間内必着とし、必ず郵便追跡サービスが使用できる方法を用いること。

5（6）のとおり、合わせて確認書（様式第3-2号）をPDFファイルに変換した上でメールにて環境部環境政策室まで提出すること。

（5）誓約書の提出

貸与された資料を適切に保管するとともに、貸与資料及びそれにより知り得た情報について、開示、発表、公開、利用、複写、漏えい及び本業務目的以外での使用をしない旨、並びに貸与資料の返却までに事業者内で活用した貸与資料は適切にデータ消去し廃棄する旨の誓約書（様式第3-1号）を、貸与の申込時に提出すること。

（6）確認書の提出

資料の返却とともに、事業者内で活用した貸与資料は漏えいや持ち出し等外部への流出はなく、適切にデータ消去し廃棄したことを責任者が確認した旨を証する確認書（様式第3-2号）を提出すること。

6 現地見学会

（1）申込方法

電子メールで提出。宛先は以下のとおり。

環境部環境政策室：env-energy@city.suita.osaka.jp

電子メールの件名は「【事業者名】令和7年度 PPA 方式による公共施設への太陽光発電設備導入事業に関する現地見学」とし、施設見学会への参加を希望する旨及び参加人数を記載すること。なお、参加人数は1提案者あたり最大5名までとする。

(2) 申込期限

令和7年11月25日(火)17時まで

(3) その他

施設見学にあたっては、環境部環境政策室及び施設管理者の指示に従うこと。施設見学は、令和7年11月28日(金)(予備日：令和7年12月1日(月))に実施する。詳細については別途通知するものとする。

7 質問受付及び回答

本事業に関する質問は、「質問書」(様式第4号)を提出するものとする。

(1) 質問受付

ア 受付期間

令和7年12月1日(月)9時から令和7年12月5日(金)17時まで

イ 提出方法

電子メールで提出。宛先は以下のとおり。

環境部環境政策室：env-energy@city.suita.osaka.jp

電子メールの件名は「【事業者名】令和7年度 PPA 方式による公共施設への太陽光発電設備導入事業に関する質問」とすること。

(2) 回答

令和7年12月12日(金)までに、市ホームページ上で回答する。

(トップページ→産業・まちづくり・環境→入札・事業者募集・契約→プロポーザル案件情報→令和7年度(2025年度)プロポーザル実施案件→令和7年度 PPA 方式による公共施設への太陽光発電設備導入事業に係る公募型プロポーザルの実施について(再公募))

8 提出書類

(1) 参加申請書等(共同企業体の場合、代表構成員がまとめて提出すること)

ア 参加申請書(様式第1-1号又は第1-2号)

単独企業：様式第1-1号に必要事項を記入する。

共同企業体：様式第1-2号に必要事項を記入する。

イ 事業者概要(様式第2号)

会社名、所在地、資本金、事業内容、従業員数等を記入する。共同企業体の場合は、構成員ごとに作成すること。

ウ 参加資格に係る書類

以下の書類を添付すること。

(ア) 実績を確認できる書類(仕様書、契約書の写し等)

(イ) 一級建築士及び第一種、第二種又は第三種電気主任技術者の資格証の写し

(ウ) 競争入札参加有資格者名簿登載者と同等程度の資格を有すると証する書類

※吹田市競争入札参加有資格者名簿に登載されていない者のみ

- ・履歴（現在）事項全部証明書（写し可）
- ・印鑑証明書（写し可）
- ・納税証明書「法人税・消費税」（写し可）
- ・財務諸表（貸借対照表、損益計算書）（写し可）※直近の1事業年度分

エ その他添付資料

会社パンフレット、決算報告書、定款等、提出者の概要が分かるもの。共同企業体の場合は代表構成員を含む全ての構成員のものを添付するとともに、共同企業体協定書（構成員ごとの役割や責任等が分かるもの）を添付すること。

(2) 企画提案書等

ア 応募申込書（様式第5-1号又は第5-2号）

単独企業：様式第5-1号に必要事項を記入する。

共同企業体：様式第5-2号に必要事項を記入する。

イ 企画提案書

令和7年度 PPA 方式により公共施設への太陽光発電設備導入事業-公募型プロポーザル 作成要領-に従って、企画提案書を作成すること。

9 提出期限等

(1) 参加申請書等

ア 提出期限

令和8年1月13日（火）17時必着

イ 確認通知日

令和8年1月16日（金）予定

ウ 留意事項等

- ・参加申請書の提出が無い者からの企画提案は受け付けない。
- ・参加申請書提出後に参加を取りやめる場合は、環境部環境政策室へ連絡すること。

エ 提出方法

電子メールによる提出とする。宛先は以下のとおり。

環境部環境政策室：env-energy@city.suita.osaka.jp

電子メールの件名は、「【事業者名】令和7年度 PPA 方式による公共施設への太陽光発電設備導入事業に関する参加申請書等の送付」とすること。

(2) 企画提案書等

ア 提出期限

令和8年1月16日（金）から令和8年1月30日（金）17時必着

イ 提出方法

電子メールと合わせて、郵送又は直接持参による提出とする。

宛先は以下のとおり。

①郵送又は直接持参（正本１部、副本５部）

吹田市環境部環境政策室

〒564-8550 大阪府吹田市泉町１-３-40

電話番号：06-6384-1782 FAX：06-6368-9900

②電子メール

環境部環境政策室：env-energy@city.suita.osaka.jp

電子メールの件名は、「【事業者名】令和７年度 PPA 方式による公共施設への太陽光発電設備導入事業に関する企画提案書等の送付」とすること。

10 企画提案の審査

参加資格条件を満たす事業者について、令和７年度 PPA 方式による公共施設への太陽光発電設備導入事業 公募型プロポーザル選定委員会（以下「選定委員会」という。）で、審査項目評価配点表に基づき審査を行う。

公募型プロポーザル方式により、本事業を受託するに最も適した事業者を選定するものとする。なお、企画提案者が１者であったとしても、本プロポーザルは成立するものとし、企画提案者が無い場合は中止とする。また、応募がない場合、選定委員会で仕様書の内容の変更について検討し、再度応募を行う。

（１）プレゼンテーション

選定委員会において、次のとおり提案書に基づくプレゼンテーションを受けて、必要な質疑応答を実施する。

ア 実施日時

令和８年２月１６日（月）

※プレゼンテーションの順番は原則として企画提案書の受付順とし、参加方法及び詳細な実施時間については、後日個別に電子メールで通知する。指定の時間に遅れた場合は失格とする。

イ 実施方法

（ア）プレゼンテーション

詳細については、対象者に別途通知するものとする。

（イ）質疑応答

プレゼンテーション実施後、本市から質問を行いそれに答えるものとする。

ウ 時間配分

提案者ごとに 30 分（プレゼンテーション 15 分、質疑応答 15 分）とする。

エ プレゼンテーション用資料

プレゼンテーションは、提出された「企画提案書」のみにより行い、当該書類の内容を逸脱してはならない。また、新たな資料及びスライド機材等の使用は認めない。

オ 注意事項

提案者を匿名で審査するため、事業者名称を特定できないように配慮すること（名札・バッジ等に注意）。

（２）審査者及び審査方法

審査は選定委員会により行うこととし、企画提案書とプレゼンテーションの内容を踏まえ、事業者ごとに評価結果を数値化する評価点方式とする。

（３）最優秀提案者の選定方法

選定委員会委員が、評価点が高い順番より順位付けを行い、１位と順位付けした委員数が多い者を最優秀提案者とする。１位と順位付けした委員数で決定できない場合は、同数となった者について、２位と順位付けした委員数が多い者を上位として決定する。２位と順位付けした委員数でも決定できない場合は同数となった者について、各委員が付けた順位を足し合わせた合計が小さい者を上位として決定する。いずれの方法でも決定できない場合は、選定委員会委員による合議又は多数決により決定する。

（４）審査方法

ア 審査項目ごとの評価する視点及び配点

100点満点とし、審査項目評価配点表のとおりとする。

イ 評価基準

各審査項目(PII 参照)に次の評価基準に応じて付与点を決定する。

（ア）審査項目 １、２、５（２）に関すること

評価基準	付与点	（例）配分 10 点の場合
特に優れた提案である	配分点×1.0	10×1.0=10 点
優れた提案である	配分点×0.8	10×0.8=8 点
想定していた程度の提案である	配分点×0.6	10×0.6=6 点
想定を下回る提案である	0	0 点

（イ）審査項目 ３、５（１）に関すること

評価基準	付与点
ある	5 点
ない	0 点

(ウ) 審査項目 4 に関すること

評価基準（上限単価からの削減率）	付与点
20%超	15 点
15%以上 20%未満	12.5 点
10%以上 15%未満	10 点
5%以上 10%未満	7.5 点
5%未満	5 点

ウ 評価点の確定方法

各審査項目の付与点を合計した値を提案者の評価点とする。

エ 最低基準点

選定委員会委員の評価点平均が 60 点に満たない場合は、最優秀提案事業者となることができない。また、50 点に満たない評価点を付けた委員が 1 名以上いる場合も同様とする。

(5) 選定結果の通知

通知日：令和 8 年 2 月 20 日（金）予定

通知方法：電子メールで通知する。なお、非選定者については、通知日の通知日の翌日から起算して 7 日以内に、選定されなかった理由の説明を市に求めることができる。

(6) 選定結果の公表

選定結果については、吹田市ホームページにおいて、次のとおり公表する。

- ア 選定事業者名（最優秀提案者名）及び評価点
- イ 全ての提案事業者の評価点（選定事業者以外はアルファベットにて表示）
- ウ 評価項目・審査基準、配点
- エ プロポーザル選定委員の役職名
- オ プロポーザル選定委員会の会議録の概要
- カ その他必要な事項

(7) 本プロポーザルを辞退する場合

本プロポーザルを辞退する場合は、速やかに辞退届（様式第 6 号）を電子メールにより環境部環境政策室へ提出すること。なお、辞退しても以後における不利益な扱いはない。

(8) 失格に関する事項

提案者に次に掲げる行為があった場合、失格とするとともに、別途、入札に準じて指名停止の措置を講じる。

- ア プロポーザル選定委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めること。
- イ 他の提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行うこと。

ウ 事業者選定終了までの間に、他の提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示すること。

エ PPA 料金（契約単価）について、上限単価を超えた単価で提案すること。

オ 応募提案書類に虚偽の記載を行うこと。

カ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

（９）提案無効に関する事項

提案者に次に掲げる行為があった場合は、提案を無効とし、選定対象から除外する。

ア 最優秀提案事業者の決定時点において、「４ 参加資格条件」に掲げる資格のない者が提案したとき。また、基本協定締結の時点において、協定候補者が「４ 参加資格条件」に掲げる資格を喪失していた場合も同様とする。

イ 所定の日時及び場所に提案書類を提出していないとき。

ウ ２つ以上の提案をしたとき。

エ 正常な提案の執行を妨げる等の行為を行うおそれがある者又は行った者が提案したとき。

オ その他本市が指示した事項及びプロポーザルに関する条件に違反したとき。

<審査項目評価配点表>

評価項目		評価の視点例	配点	小計
1 技術提案	(1) 再エネ電力の施設内消費	太陽光パネルと蓄電池を組み合わせ、より多くの再エネ電力を施設内で消費できるような提案であるか。	15	30
	(2) 太陽光発電及び蓄電池の設置・運用方法	反射光など周辺への影響や、屋上防水機能への影響を配慮しているか。	5	
		耐荷重、耐風圧等の安全面や屋上のメンテナンスに配慮しているか。	5	
		平常時及び非常時に実用性の高い提案であるか。	5	
2 実施体制	(1) 工事の実施体制や周辺環境への配慮	工事の実施体制は充実し、スケジュールは具体的にかつ無理のない、施設運営への影響が小さいものになっているか。	5	30
		生徒・児童や近隣住民など、周辺の環境を悪化させないための環境対策を講じた工事が実施される見込みか。	5	
	(2) 維持管理等の実施体制	維持管理の内容が示された提案であるとともに、緊急時の対応体制等を含め、実施体制は充実しているか。	10	
	(3) 事業実施に係る保証	保証期間、保証内容、損害保険等が充実したものになっているか。	10	
3 実績	(1) PPA 事業の実績	官公庁での導入実績があるか。	5	15
		国の補助金を活用した実績があるか。	5	
	(2) 再生可能エネルギー事業の実績	再生可能エネルギーに関する事業に積極的で、かつ特筆すべき実績があるか。	5	
4 PPA 料金	PPA 料金（契約単価）	PPA 料金は市が示す上限単価以下であって、かつ安価であるか。	15	15
5 その他	(1) 市内事業者の活用	市内事業者の活用はあるか。	5	10
	(2) 独自提案	魅力的な独自提案（例：環境教育への活用等）となっているか。	5	
合計			100	100